

コンプライアンス推進に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 役職員等</p> <p>次に掲げる者及び法人の業務活動に従事する者（委託業務従事者及び派遣労働者等）をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等</p> <p><u>キ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第 3 条～第 12 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 役職員等</p> <p>次に掲げる者及び法人の業務活動に従事する者（委託業務従事者及び派遣労働者等）をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員</p> <p>(新規)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 3 条～第 12 条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 職員等の定義に定年前再雇用短時間勤務職員を追加する。